

## 第11章 許認可・撤退手続

2022年10月時点の「海外進出日系企業拠点数調査」（外務省）によると、日系企業数は1,434社ある。一方、フィリピン経済特区庁（PEZA）によれば、2023年3月20日時点で日系企業887社がPEZAの経済特区で操業し、投資額7,456.4億フィリピンペソ、輸出額172.5億USドル、及び約35万人の雇用を創出している。また、PEZAの管理下ではないが、基地転換開発庁が統括し、クラーク開発公社（CDC）が運営するクラーク輸出自由地区、スービック湾首都圏庁（SBMA）が運営するスービック輸出自由地区にも多数の日系企業が進出している。

PEZAは、2023年4月末現在で419箇所の経済特区（エコゾーン）を管理している。その内訳は、製造業特区78箇所、IT特区297箇所、農産物加工特区24箇所、観光事業特区17箇所、医療観光特区3箇所である。これらの地区に入居した場合、一定期間法人所得税が免除される場合があるため、前述のように日系企業の多くがこうしたエコゾーンに入居している。また、エコゾーンに入居しない場合でも、投資委員会（BOI）に登録されれば、一定期間の法人所得税免除等の優遇措置を享受できる。

以下、こうした投資優遇策を享受するための申請手続を概観した上で、法人登記手続を見ていく。なお、投資優遇策享受のための申請と法人登記手続は同時に行うことができる。

### 1. 戦略的投資のための「グリーンレーン」の設置

2023年2月23日にマルコス大統領が行政府に戦略的投資分野のための「グリーンレーン」を設置する大統領令2023-18号を発令した。この大統領令は、重要な投資プロジェクトに対する政府の承認・登録プロセスの迅速化、合理化、自動化を図ることを目的としたもので、BOIに設置されたワンストップ・アクションセンター（One-Stop-Action-Center for Strategic Investments: OSAC-SI）が単一窓口となり、戦略的投資分野への投資に伴う許認可手続が優先的に処理される。この「グリーンレーン」は、2023年7月13日に正式に開設され、投資額12億ドルのサンアジア・エネルギーとブルーリーフ・エネルギーの合弁会社による浮体式太陽光事業がグリーンレーンによる第1号の案件となった。

グリーンレーンでの許認可手続の対象となるのは、「フィリピン開発計画2023-2028」に沿った戦略的投資分野に対する投資であり、大統領令では①高額雇用の創出、経済活動多様化のための新産業の構築、外国や国内の大規模な資本又は投資の誘致等を基準とする高度に望ましいプロジェクト、②外国直接投資（FDI）、③SIPPに基づくプロジェクト・活動、の3つの分類が含まれるものと整理された。手続には単純な投資案件であれば申請書受理から3営業日で完結し、高度に専門的な案件であっても20営業日以内となっている。

## 2. フィリピン経済区庁（PEZA）登録

PEZA に登録されたエコゾーン内で行われる製造活動や IT サービス等で、生産する財又は提供するサービスの 70%が輸出される事業は、輸出型事業として PEZA 登録が可能である。このほか、物流・倉庫事業、施設提供事業等、エコゾーン内で行われる 10 の区分で事業登録が可能となっている（第 9 章参照）。

PEZA 登録は、会社に対してなされるのではなく特定の事業に対してなされる。したがって、会社を先ず設立登記し、本社を商業都市であるマカティ市などに置き、特定の PEZA の用地使用につき予約契約を締結し、PEZA 申請を行い、PEZA 理事会承認後、用地使用に関する本契約を締結、工場建設、生産開始という手順が一般的である。

PEZA への申請書類は、事業の内容によって異なり多岐にわたるが、例として以下のような書類が必要となる。

1. PEZA 申請フォーム（RA3019）
2. 反汚職証明
3. PEZA 申請及び代表者氏名に関する取締役会議事録
4. SEC 登録証明書
5. 定款、付属定款
6. 事業の詳細（開発計画とタイムテーブル）プロジェクトブリーフ
7. 申請者の公証済み宣誓書
8. 取締役の履歴書及びパスポートのコピー
9. 親会社の概要

これらの必要書類を提出した後、PEZA のボードミーティングで承認がなされれば、PEZA 登録のための事前条件が提示されることとなる。この事前条件に記載されている事項や書類の準備を行い、これを提出することによって登録許可が下りる流れとなる。事前条件としては、環境天然資源省から発行された環境適合証明書の提出が求められることがある。登録許可が下りると、Agreement に対する署名を PEZA 長官と行い、その後 PEZA 登録証明書（PEZA Certificate of Registration）が発行されて、優遇措置を受けることができるようになる。

なお、PEZA ボードミーティングは月 2 回開催されている。申請はボードミーティング開催日の 3 日前までに行う必要があり、申請のタイミングには留意が必要である。

## 3. CDC/SBMA 経済特区登録

CDC 登録も PEZA 同様、特定の事業に対してなされるが、その事業を営む法人の本店住所が CDC 内になければならない。会社を先ず設立登記し、本社を商業都市であるマカティ市などに置いた場合、CDC 登録申請においては本店住所の変更が必要となる。

また、CDC が管理する工業団地の土地は売却不能な国有地であり、入居者は CDC が委託した造成開発業者から必要な物件を転借しなければならない。SBMA への登録には、申請の各ステージにおいてそれぞれ以下のような書類提出が求められる。

図表 11-1 SBMA 登録時に提出する書類

第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スービック湾自由貿易港 (Subic Bay Freeport: SBF) 投資申請フォーム</li> <li>• 趣意書 (SBMA 内に拠点を置くことを考えている旨等を記載)</li> <li>• 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業の範囲</li> <li>➢ (開発プロジェクトの場合) 敷地造成計画</li> </ul> </li> <li>• 代表者名が記載された承認書類</li> <li>• 事業者登録証 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (既存の親会社の場合) SEC 認証済み証明書の写し及び定款と付属定款</li> <li>➢ (新会社の場合) SEC での名義予約</li> <li>➢ (個人事業主の場合) DTI 登録</li> </ul> </li> <li>• (外国人の場合) 法人設立者の個人情報シート (PIS)、パスポート写し、履歴書、本国大使館からの許可書</li> <li>• 銀行預金残高証明書又はローン/クレジットライン承認証明書</li> <li>• (サブリース契約の場合) SBMA 標準サブリース契約書のドラフト (SBMA ウェブサイトから入手可能)、技術計画書、立地計画書、サブリース業者からの推薦状</li> <li>• 必要に応じて法律で義務付けられている許可証及び免許証</li> </ul> <p>申請手数料 (50 ドル) の支払証明書</p>
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (該当する場合) 署名済み適合証明書</li> <li>• 以下の手数料支払証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 登録証明書: 2,000 ペソ</li> <li>➢ 事業者プレート: 20 ドル</li> <li>➢ 事業者プレートのステッカー: 200 ペソ</li> </ul> </li> <li>• (新会社の場合) SEC 証明書の認証済み写し及び定款と付属定款</li> <li>• SBMA エコロジーセンターからの通知書</li> <li>• 事前賃借料及び保証金の支払いを証明する署名済みリース契約書又は署名済みサブリース契約書</li> </ul>
第三段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (開発プロジェクトの場合) 履行保証金</li> <li>• (既存構造物を有する賃借人の場合) SBMA を共同受益者として記載した政府サービス保険システム (GSIS) の保険契約書</li> </ul>

#### 4. BOI 登録

BOI への申請には、以下の書類が必要となる。

1. BOI 申請フォーム (記入、署名し公証を受けたもの)
2. (既存プロジェクトがある場合) 当該既存プロジェクトが予定地に近接することを示した Google マップ (スケッチの提出は認められない)
3. 登録事業の概略図/モデルを含む事業計画 (提案者がどのように収益・利益を得るか明確に示す)
4. (製造プロジェクトの場合) 各工程で使用する設備を示した製造工程
5. 売上原価及び製造経費の内訳を示した財務予測 (最低 5 年分の予測を Excel フォーマットで提出する) (零細プロジェクトの場合は提出不要)
6. 監査済み財務諸表 (既存プロジェクトの拡張・近代化を申請する場合は過去 3 年分、別の場所に同様の既存プロジェクトがある場合は新規に提出が必要)
7. SEC 証明書、定款、付属定款 (定款の修正がある場合、修正も含む)、(該当する場合は) DTI 登録証明書

8. (該当する場合)最新の SEC 一般情報シート、及び株主が法人の場合は最新の SEC GIS の写し
9. (1) 申請企業を代表して取引、執行、署名する役員に権限を与える旨、及び (2) 最高裁判所、控訴裁判所、その他法廷又は政府機関においてプロジェクトに対する訴訟や訴訟手続が行われておらず、投資が継続中である旨、の 2 点を示した取締役会の決議書
10. 特定の活動部門が必要とするその他の要件や承認

また、BOI 登録の流れはプロジェクトの規模により、それぞれ次の図表に示すとおりである（登録要件は第 9 章を参照）。

図表 11-2 BOI 登録の流れ

< 零細中小企業（プロジェクトコストが 1,500 万ペソ以下）の場合 >

	申請者	BOI	所要時間
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要書類(チェックリスト含む)を提出する</li> <li>• 申請料を支払う</li> <li>• 受領書のコピーを添付した申請書を記録課に提出し、申請番号の割り当てを受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提出書類・情報に不備がある場合、申請書受領後 3 営業日以内に申請書とチェックリストを申請者へ返送する</li> <li>• プロジェクト評価・登録課 (PERD) は、不備通知書を申請者に送付し、7 営業日以内に、不足のない提出書類・情報を提出するよう指示する。指示に従わない場合、申請は取り下げられたものとみなされる</li> <li>• PERD は、社会・経済便益の分析及び CBA に必要な情報作成のため、関連するセクター課に照会票を送付する</li> <li>• 既登録済み企業については、PERD は LCS へ照会票を送付し、企業が利用規約を順守しているか確認するとともに、企業が利用できるインセンティブを決定する</li> <li>• (該当する場合) PERD はセクタースタッフとともに現地視察/バーチャル視察を実施し、企業の運営状況や企業から提出された情報を確認する</li> <li>• 書類・情報が揃い、確認された場合、申請を受領する</li> <li>• 申請書を正式に受領する                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PERD が請求書を発行し、経理部門が申請料支払いのための支払命令書を発行する</li> <li>➢ 出納係が公式な受領書を発行する</li> <li>➢ 記録課が申請書を受領し、当該申請書を PERD に転送する</li> </ul> </li> <li>• プロジェクトの評価を行う                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PERD は公示申請提出通知を BOI ウェブサイトに掲載するための手続を行う</li> <li>➢ PERD が最終評価報告書 (Final Evaluation Report: FER) をドラフト・最終化する</li> <li>➢ PERD は産業開発サービス (Industry Development Services: IDS) 事務局長に FER を提示する</li> <li>➢ PERD は承認されたプロジェクトの概要資料を作</li> </ul> </li> </ul>	<p>申請書の正式受理から理事会決定通知書の発行まで 3 日以内</p>

	申請者	BOI	所要時間
		成し、理事会に提出する > PERD が理事会決定通知書を作成する(決定が承認、延期、拒否のいずれであっても通知書を作成する)	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を受領する</li> <li>承認された場合、事前要件登録を提出し、登録料を出納係に支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された場合、BOI は PERD を通じて、理事会決定通知書受領後 60 日以内に事前要件登録が提出されるのを待つ</li> <li>BOI は評価に係る請求書を発行し、会計部門は支払命令書を発行し、出納係は登録料の公式領収書を発行する</li> <li>BOI は登録証明書を作成する</li> </ul>	登録証明書の準備に 1 週間
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の原本を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の詳細や申請者への送付を記録し、登録フォルダを作成する</li> </ul>	1 日

<標準プロジェクト（プロジェクトコストが 1,500 万ペソを超える）の場合>

	申請者	BOI	所要時間
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要書類(チェックリスト含む)を提出する</li> <li>PERD から正式な受理書を受け取る</li> <li>申請料を支払う</li> <li>受領書のコピーを添付した申請書を記録課に提出し、申請番号の割り当てを受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類・情報に不備がある場合、申請書受領後 3 営業日以内に申請書とチェックリストを申請者へ返送する</li> <li>プロジェクト評価・登録課 (PERD) は、不備通知書を申請者に送付し、7 営業日以内に、不足のない提出書類・情報を提出するよう指示する。指示に従わない場合、申請は取り下げられたものとみなされる</li> <li>(該当する場合) PERD はセクタースタッフとともに現地視察/バーチャル視察を実施し、企業の運営状況や企業から提出された情報を確認する</li> <li>PERD が正式な受領書を作成する           <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 申請提出通知を新聞に掲載する(受理通知受領後 5 日以内に掲載証明を提出する)</li> <li>&gt; 申請料支払いのための支払命令書を発行する</li> </ul> </li> <li>記録課が申請書を PERD に転送する</li> <li>プロジェクトの評価を行う           <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; PERD が最終評価報告書 (Final Evaluation Report: FER) をドラフト・最終化する</li> <li>&gt; PERD は必要に応じてセクタースタッフとともに現地視察を行う</li> <li>&gt; PERD は経営委員会及び取締役会に FER を提示する</li> <li>&gt; BOI は、FIRB 技術委員会及び FIRB 理事会に提出する申請書類、FER 及び追加情報・書類を承認する (CREATE 法に基づき、投資資本が 10 億ペソ以上の場合)</li> </ul> </li> </ul>	<p>プロジェクト評価・登録のサイクルは 5 週間で 行われる (第 1 週目)</p> <p>(第 2～5 週目)</p> <p>決定は 20 営業日以内 に行われる (FIRB 承認プロジェクトを除く)</p>

	申請者	BOI	所要時間
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を作成する(決定が承認、延期、拒否のいずれであっても通知書を作成する)</li> <li>(投資資本が10億ペソ以上の場合)BOIは、FIRB理事会の決議を待つ</li> <li>承認された場合、BOIはPERDを通じて、理事会決定通知書受領後60日以内に事前要件登録が提出されるのを待つ</li> </ul>	-
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前要件登録を提出し、登録料を出納係に支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BOIは評価に係る請求書を発行し、会計部門は支払命令書を発行し、出納係は登録料の公式領収書を発行する</li> <li>BOIは登録証明書を作成する</li> </ul>	登録証明書の準備に1週間
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の原本を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の詳細や申請者への送付を記録し、登録フォルダを作成する</li> </ul>	1日

## 5. 撤退

フィリピンでは法人清算手続の終了に至るまで長い時間を要するのが一般的であり、2～3年を要する場合もある。清算終了まで駐在員や従業員を置いておくことは現実的ではないため、ある程度から先は弁護士事務所に任せることになるものの、撤退した先に法人がいつまでも残ってしまい、管理上手間がかかってしまうこととなる。

実務的には、まず日本の経営陣とフィリピンの経営陣のごく一部が、フィリピンの弁護士を交えて撤退手続の検討をなるべく早く開始し、事前に準備を進めておくことが重要である。特に、どの部門が最後まで残る必要があるのか、また、そこで必要な人材は誰かを特定しておき、その上で、人事や経理等のコアスタッフ、及び生産管理等、会社の方針を知りうる幹部スタッフを適時巻き込みつつ、秘密裏に撤退準備を進めていくことが有効である。

### (1) 撤退手続

撤退は、一般的に以下のステップを踏んで進んでいく。

- ① フィリピン撤退の意思・既存事業の処理方針決定
- ② 外部専門家とフィリピン撤退の手続・時期の確認
- ③ 解雇手当や手続費用など、撤退に必要な予算の策定
- ④ フィリピン現地法人内部で残すべき人材の確定・体制確保
- ⑤ 現地法人幹部職員とともにフィリピン撤退詳細計画の策定
- ⑥ 整理解雇実施、退職者ケア
- ⑦ 設備等移設・売却
- ⑧ 債権債務整理
- ⑨ 清算手続開始
- ⑩ 工場建物等売却
- ⑪ 清算終了、残余財産分配
- ⑫ 地方自治体及び税務署への届出

## (2) 清算手続

フィリピンの清算には、SEC による強制清算と、会社の任意清算があるが、清算手続を開始するためには、会社定款上定めた会社の存続期間を変更して清算手続の開始日までとするのが一般的である。この際、社長、秘書役、財務役らの法定役員に代わり、清算法人の代表となる精算人と管財人を選出する。また、フィリピン政府からは清算法人に何らかの債務が残った際に、その債務の弁済を確実にするための債務保証人を立てることも求められる。こうした議決事項は臨時取締役会にかけ、在任取締役の過半数の同意を得ておく必要がある。

その後、臨時株主総会を開催する。まず、株主総会の日程、場所、目的を、事前に新聞へ 3 週間連続で掲載するとともに、全株主への通知を会議の 20 日前までに発送する。なお、株主総会では、発行株式総数の 3 分の 2 以上の株主の賛成投票が必要となる。更に、債権者については、清算日での債務想定額をまとめた上で、清算に対する同意書を得ておく。

清算日が到来すれば、会社の清算財務諸表を作成し、会計監査人の監査を受ける。また、これをもとに法人所得税の申告納付を行う。その上で、所轄の税務署から納税が完了した証拠となるタックス・クリアランスが発行される。税務調査は原則として申告から 3 年間となっている。

商業登記を管轄する SEC は、このタックス・クリアランスが整わないと清算手続を開始しない。このため、清算を決議してから最終的に清算が認められるまで数年かかることも頻繁にあるが、この間、フィリピン法人はまだ存続している。事務的には地方自治体には事業所閉鎖の届出を出しておき、看板は下ろす。税務署へはゼロ申告を続けることになる。SEC からの承認が下りて初めて、株主への残余財産分配を行い、フィリピンからの撤退が完了する。